

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 6 月 28 日（月曜日）

午後 5 時 3 分開会、午後 5 時 16 分散会

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、千葉伝委員、樋下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、八矢予算調製課総括課長

(2) 選挙管理委員会事務局

佐々木書記長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 21 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 御承知のとおり、委員会につきましてはクールビズ対応が可能となっておりますので、委員並びに執行部の皆様方におかれましては、上着を脱いでいただいて結構でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 21 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第 21 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

について、御説明申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、盛岡、釜石両選挙区の県議会議員補欠選挙に要する経費について、補正を行うものであり、まず第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億989万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,991億486万4,000円とするものであります。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず歳入についてであります。12款繰入金、2項基金繰入金につきまして1億989万円の増額でございます。全額財政調整基金から繰り入れを行おうとするものでございます。

次に歳出についてであります。4ページをお開き願います。2款総務費、5項選挙費につきまして1億989万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 まとめて聞きます。まず、その県議会議員補欠選挙を実施する要件ですね。これは選挙区内の欠員が2名以上になっていることからだし、あるいは1人区のほうはもちろん1人ですから例外だと、こういうことになると思うのですが、そういうふうな考え方で間違いないのか。

それから、2つ目は選挙日の決定なのですけれども、要するに辞職通知といいますか、欠員通知を受けて50日以内ということで選挙をやることになっているわけですが、釜石選挙区の場合は6月21日の辞職願提出でしたよね。そうしますと、7月11日の参議院選挙と同日にやろうとすれば、日程的には可能だったわけですが、選挙管理委員会として、これは独自の機関、行政委員会ですから、我々がどうのこうのという立場にはないと思いますが、なぜ同日選挙ということができなかったのか、その辺選挙管理委員会での議論の中身というのはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、盛岡選挙区の執行費は6,700万円、釜石選挙区は4,300万円だということですが、盛岡選挙区は同日選挙ですからいいと思うのですが、釜石選挙区が同日選挙になった場合はどの程度の費用で済んだのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、同日選挙が実施された場合に、市町村に交付する金額について、一部重複する部分があるわけですから、軽減できる部分があると思うのですが、その場合に同日選挙の交付金のルールというのは定められているのでしょうか。その辺はどのようになっているのでしょうか。

○佐々木書記長 ただいま4点ほど御質問ございました。順次お答えしたいと思います。

まず、県議会議員の補欠選挙を実施する要件でございますが、これにつきましては、委員

御指摘のとおりでございます。2人以上の選挙区については欠員が2人生じた場合、1人の場合はお一人欠員になった場合ということで、補欠選挙が実施されます。

2点目の選挙日の決定についてであります。これにつきましても御指摘のとおり、選挙を行うべき事由が発生してから50日以内となっております。今回、釜石選挙区の補欠選挙におきましては、なぜ参議院議員通常選挙と同日選挙にできなかったのかということでございますけれども、選挙期日の決定に当たりましては、選挙事務の適正な執行という観点から、投票所及び開票所の確保ですとか職員の配置などそういった当日の対応のほか、準備作業といたしまして、投票用紙の作成ですとか投票所入場券の作成、郵送あるいはポスター掲示場の設営、さらには立候補予定者への事前説明会の開催など、そういった準備に要する期間も勘案して決定しております。

また、このうち投票事務や投票入場券の作成、ポスター掲示場の設営などは市町村選挙管理委員会が実務を行いますことから、その対応状況の見通しも聞きながら選挙期日を決定しているものであります。

今回の釜石選挙区の補欠選挙につきましては、選挙を行うべき事由が生じた日が6月21日でありまして、参議院議員通常選挙の期日であります7月11日まで20日間しかなく、釜石市及び大槌町の選挙管理委員会とも内々に相談した上で、7月11日までに各種の準備事務のすべてを円滑かつ適正に執行することは日程的に困難ということでございまして、同日ではなく、ほかの日程を設定したところでございます。

それから、3点目であります。釜石選挙区の補欠選挙が仮に参議院議員通常選挙と同日選挙となった場合の経費はどうなったかということでございますけれども、試算いたしますと、同日選挙であった場合は1,800万円余というふうに考えてございますので、今回釜石選挙区分は4,200万円余で計上してございますので、その差は約2,300万円余と見込まれております。

それから、同日選挙の場合の市町村に交付する執行経費の考え方でありまして、国政選挙と地方選挙を同日に執行する場合につきまして、現在、国のほうからは、その投票所の入場券の作成経費については折半するという考え方が示されております。そのほかの投票所開票所に要する経費については、まだ明確に総務省のほうから今回は指示がございませんので、現在総務省と協議中でございますけれども、その入場券の作成経費の考え方に合わせ、今回の補正予算においては折半するというように計上させていただいております。

○阿部富雄委員 同日選挙の場合の入場券の作成経費は折半だということですが、そのほかでも、例えば投票所なんかの事務だとか、立ち合い人だとか、重複する部分があると思うのですが、それらについては今後、国の選挙管理委員会との協議の中で決まってくると、こういうことですか。

○佐々木書記長 今、委員からお話がありましたとおりでございます。投票所入場券の作成経費については、国から示された現在の基準で2分の1というものが明確に規定されております。そのほか、投票所開票所に要する経費で共通する分がございまして、これに

については総務省のほうにも問い合わせをしているのですが、本日までに県の負担何割というものが明確に示されておりませんが、いずれ、県としても応分の負担を求められるというふうに想定いたしまして、今回の補正予算においては一応、折半ということで計上してございますが、今後、総務省のほうから負担割合が明確に示されましたならば、それに基づいて調整するということになるかと思えます。

○阿部富雄委員 わかりました。

○飯澤匡委員 本議案には直接関係ないのですけれども、今回盛岡選挙区については10名の定員で2名欠員で選挙となるわけですね。これ、5名の定員でも2名欠員だと選挙ですよ。公職選挙法にはそのようにうたってあると。

ところが、2名の定員で1名欠員であれば行われないと。この法を設定した趣旨であるとか、ただし書きというのはどのような。まあ住民側からしてみれば、民意が到達されないと。50%を切ったならば選挙しますというようなことで、これ容易にわかるのでしょうかけれども、10分の2だと20%ですかね。どのようにうたってあるのか、どのような解釈のもとにそのような定義がなされてあるのか、わかれば教えていただきたい。

○佐々木書記長 県議会議員の補欠選挙を行う場合についてであります。委員御指摘のとおり、公職選挙法におきまして、定員が2名以上の場合は欠員が2名、それから1人区の場合は1名という規定でございます。考え方ということでは、我々としても委員御指摘のとおり、定員が10名であっても欠員2名、2名であっても2名というあたりについて合理的な意味合いがあるのかということについては、若干疑問はあるものでございますが、我々すると公職選挙法の規定に基づき適正に事務を行う必要があるということで、今回選挙を行うということになったものであります。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。